

江戸川生活者ネットワーク

それゆけ!レポート vol.120 2020.12.7

〒132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205 / 発行人: 藤居 阿紀子 / 連絡先: ☎03-5607-5975

みんなで作ろう
議会の質問

江戸川ネット 「政策ゼミ」の報告

生活者ネットワークは、市民参加による議会の質問づくりとして、また議員が持つ特権を使いこなすための手法のひとつとして「政策ゼミ」を行っています。テーマを決め参加者を募り、学習、調査や見学を行い参加者全員で議論し、議会質問を検討します。

江戸川ネット設立30周年を迎えた今年、コロナ禍のため記念イベントを中止にせざるを得ませんでした。節目の年として「政策ゼミ」には予定どおり取り組みました。

テーマは「ごみ問題」

ここ数年、世界中で問題になっている海洋汚染の原因であるマイクロプラスチック、以前から懸念されている東京23区最終処分場の埋立残余地のことなど、ごみ問題は多岐にわたり、いつの時代も生活に密着した政治課題です。

江戸川ネットは、発足当初からごみ問題を政策の柱として、議会でさまざまな提案をしてきました。一方で地域活動としても、東京のごみ問題について、市民・企業・行政が議論する「東京23区とごみ討論会」の実行委員として、また荒川のごみ拾いとごみの組成調査を行う「荒川クリーンエイドフォーラム」の主催団体としては20年以上も活動しています。

江戸川区のごみ処理対策

2015年に改定された「江戸川区一般廃棄物処理基本計画」(ごみダイエツトプラン)の中で、2016年から2021年までに20%のごみ減量をめざすこと、中でも「リデュース・リユース・リサイクル」の3Rを推進し循環型社会を形成、温室効果ガス排出量の削減で「低炭素社会」をめざすとあります。この計画の進捗状況を点検し、次へのステップを検討する時期です。計画に盛り込まれている政策について、地域で生活する人たちは理解しているのか、課題は何かなど、ゼミの中で確認していくことが重要だと考えました。

プラごみ・食品ロス削減

経済優先の大量生産・大量消費・大量廃

棄社会は、大量のプラスチック類が生活の中にあふれかえるという現状を生み出しました。1995年に「容器包装リサイクル法」が制定され、現在は消費者が分別して出し、行政が分別回収し、事業者がリサイクルするシステムが構築されています。ルールはできたものの現状は問題山積です。

また、今年の7月に施行された「レジ袋有料化」について、その後の実態を調査する必要があります。もうひとつは「食品ロス」の問題です。江戸川区の可燃ごみの約32%を占めるのが生ごみで、そのうち未利用品と使い残しを合わせると約20%にもなります。

昨年10月に施行された「食品ロス削減推進法」では、市区町村は推進計画を策定することに努めなければなりません。江戸川区は2021年から10年間を計画期間とする計画の策定をすすめているところです。

これらのことから、参加者25人が以下4つのチームに分かれ、調査や議論をすすめてきました。



江戸川区清掃課によるリサイクル事業についての学習会

政策ゼミ 各チームからの報告

◆ プラスチックごみ削減チーム

プラスチックごみ全般の削減を考えるため、国、東京都や江戸川区の政策を把握することから始めました。また、データを蓄積することを念頭に、プラスチックの種類や廃棄とリサイクルの現状についての資料を収集。生活者として消費したプラスチックをどのように削減すべきかを議論していきました。

多様な種類のプラスチックは混ぜてしまうと資源循環のリサイクルは困難です。現在、家庭ごみで出されている可燃物には容器包装プラや他のプラスチック類などが多く混ざっています。国がめざす2030年までに使い捨てプラスチック25%削減のためにも、プラスチック削減に特化した検討会等を設置し、具体的な削減計画を作ることが必須との結論に達しました。

◆ マイクロプラスチック(MP)問題チーム

最初はMP問題について、どのような情報を持ち、どのように感じるのかなどの議論からスタートしました。また、MP問題研究者の論文を読んで現状と課題についても共有しました。プラスチックが生活にどのくらい関わっているのか「私の一日とプラスチック」と題する調査を行い、他の材質に代替できるのかを考えました。

そうした中で出てきた提案は、まずMP問題の周知と教育です。ごみ拾いに関するSNSの活用を学校教育に取り入れること。また、「プラスチックごみゼロ宣言・えどがわ」を提案する。デポジット制度の研究を進める。「環境物品等の調達の推進に関する指針」を区のグリーン購入指針に反映させる。以上の4点です。

◆ レジ袋有料化チーム

プラスチックごみのうち、レジ袋が占める割合は2%以下、有料化されたことがプラスチックごみの削減に結びつく可能性は小さいにもかかわらず「なぜ、今、レジ袋を有料化するのか?」「有料化することによってどういう意義があるのか」など、この7月から有料化されたレジ袋について、まず意見を出し合いました。

有料化が決まる前から仙台市では、市民・事業者と行政が「仙台市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに対する協定」を結び、動画などを活用し、啓発活動を行っています。この事例を、江戸川区でも取り入れることができるのではないかと考えました。

「使い捨てにするライフスタイルの象徴的存在」として、プラスチックごみ削減の第1歩としての役割がレジ袋有料化なのです。

◆ 食品ロスチーム

「食品ロス」とは本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。家庭からだけではなく外食産業、食品製造業やコンビニ、スーパーなどの小売業からも出されています。

チームでは、賞味期限や消費期限の表示が食品ロスに影響していることや、食料自給率やフードマイレージについても学習しました。生活スタイルにも関係しているため、消費者教育をすすめるとともに、小中学校での食育の現状について確認し、改めて提案する必要があると考えました。燃やすごみに含まれる、未利用品を減らすためには、区内で行われているフードバンク、フードドライブのしくみをより一層進めていくこと、燃やすごみに32.3%も含まれる生ごみを減らすためには、生ごみ回収を進めるなどの提案をしたいと考えました。

「政策ゼミ」で話し合ったことは、以下の内容で本会議質問しました — 質問の骨子 —

《プラスチックごみを削減するために》

- ◎「Edogawa ごみダイエツトプラン」について
- ◎「プラスチックごみゼロ宣言」を
- ◎プラスチックごみ削減に特化した検討会をつくる
- ◎アプリによる啓発について
- ◎環境動画コンテストを

《食品ロスを削減するために》

- ◎フードバンク・フードドライブの取組への支援を
- ◎学校教育における取組について

【政策ゼミでは、座学だけでなく実際に現場の視察も行いました】

- ・江戸川区のフードバンク、フードドライブの活動を見学
- ・レジ袋の辞退率調査に参加
- ・荒川のプラごみの視察
- ・「中央防波堤」の見学

労働者協同組合法 成立へ！ 雇用・被雇用のワクを超えた協働のカタチ

「労働者協同組合法」いわゆるワーカース法が、議員立法として衆議院で先日11月24日に全会一致で可決されました。この法案によって、日本でも仲間が出資し合い事業を起こし、平等に非営利で働く働き方が法的に保証されることとなります。

現在の日本国内での一般的な働き方は、会社の雇用主に雇用されて働く、というものであり、「労働者」といえば、正規に雇用される正規職員か非正規の契約社員、パート・アルバイト、派遣会社に雇用される派遣職員、特殊な部分では嘱託職員もあります。これらはすべて雇用契約の形態です。その他、フリーランスや在宅ワーカーのように個人が請負契約や委託契約をする自由業としての労働、個人で起業する自営業がありますが、多くは事業のすべてが個人の責任になり、確定申告などの手続きも個人で行います。

もう一つの働き方として、すでに「ワーカースコップ」や「ワーカーズコレクティブ」といった名称で、仲間と共に出資し合って事業を起こし、平等に意見を反映させ、共に働く、という事業組織が全国に数多く存在しています。福祉・子育て・環境・食といった地域のニーズに見合った、きめ細やかな分野で活躍し、広い意味での「協同労働」で働く人々は約10万人、事業規模はおおよそ、000億円にもなるとの報告も聞きました。

こうした事業に対し、これまで日本には適切な法人形態がありませんでした。現行の法律の中で「NPO法人」や「企業組合」として事業を行っています。が、「NPO法人」は働く人の出資は認められず、事業分野も決められています。また、「企業組合」は、組合員自らが出資・運

営ができますが、設立には都道府県の認可が必要で、手続きに時間がかかります。雇用・被雇用ではない協同の働き方に見合う「(仮称)ワーカース法」の制定を1990年代から求めてきましたが、20年以上の時を経て、ようやく今年の6月12日、与野党全会派の賛同により衆議院に提出されたのです。

この法制化により、準則性(届け出制)による設立の登記が可能になり、組合員は組合と労働契約を結び「労働者」として労基法に基づく就業規定が保証され最低賃金などが守られることとなります。また、事業分野も労働者派遣事業以外、どのような業種の仕事もできるようにします。「NPO法人」と「企業組合」からは、「労働者」への変更がスムーズにできるよう移行規定も設けられました。

誰もが雇わず、誰にも雇われません。

自らが出資し運営に携わり、一人一人の個性が生かされながら共に働く。

それは素敵な働き方の一つであり、地域で求められる多様な就労の機会を作り出すこととなります。

協同組合の事業分野が広がれば、地域の中に助け合い、支え合って仕事を、多様な事業が創出されるでしょう。仕事を通して、人々の生き方も豊かになっていく、そのような未来への一助となることを願ってやみません。

地域でホースセラピー



もとにし みつえ
江戸川区議会議員

障害があってもなくても、地域とともに暮らせる社会を作るために、セラピストの役割が注目されています。児童保育と作業療法士との連携をすすめる人たちが、毎週オンラインによる勉強会を重ねています。先日はニュージーランドのインクルーシブ教育についてでした。特別支援学校を減らす方針を持ち、その子どもが将来どうありたいかに向けた支援をしています。就労支援についても起

業という選択肢もあるそうです。
Q & Aの時間には、岡山県や岩手

県など牧場で放課後等デイサービスを行っている話の紹介がありました。療育にホースセラピーを取り入れています。馬の世話をし、触れ合うことで、ストレスを軽減させたり、精神的な健康を回復させることができ、馬に乗り、前後左右と揺さぶられることで、体幹の筋肉が鍛えられるなど多くの効果があるのです。

江戸川区には、都市の中で大型動物と触れ合うことができる貴重な施設として、篠崎と南葛西にポニーランドがあり、江戸川ネットは1991年の本会議において障害を持った方々の乗馬教室の開設について質問し、以降、繰り返し提案をしてきました。改めて、江戸川区でのホースセラピーの実現を求めています。

区役所にウォーターサーバーが設置されました



いとう ひとみ
江戸川区議会議員

地球温暖化やマイクロプラスチックの海洋への影響が毎日のように報道されている中で、江戸川ネットが開催している9月からの政策セミナーでは、ごみの問題の中でもプラスチックの削減を中心に、ゼミ形式で検討を重ねてきました。また、毎年行っている荒川河川敷のごみの組成調査は、台風のため中止となりましたが、数名で様子を見に行きました。例年より多く流れ着いているようでした。葦の間にペットボトルや劣化したレジ袋が

めり込むように埋まっていました。

私たちは、プラスチックごみ削減の方法のひとつとして、給水器の設置を提案してきました。

今年4月から区役所本庁舎の1階に「ウォーターサーバー」が設置されました。今回設置されたのは、マイボトルに給水するもので、水の温度も3段階で選べるようになっています。来庁者や職員だれでも利用でき、毎月ペットボトル1700本分を超える水の量が使用されているそうです。その分使い捨てのワンウェイ容器が使用されずに済んだということです。

ウォーターサーバーが設置されることで、無理なくペットボトルを使わずに済む状況が生まれます。これからも、本庁舎に限らず、全ての公共施設に自由に使えるウォーターサーバーの設置を求めていきます。

●インフォメーション●

伊藤ひとみ と 本西みつえの「ブレイクアウトルーム」 みんなでおしゃべりしましょう!

Zoomで行っています。食べものの話、お子さんの話、学校の話など、気軽にいろいろな話をしています。参加者同士が意気投合したり、情報交換したりと、意外な広がりがあります。

あなたも参加しませんか?

毎月第3木曜日
20:00 ~ 21:00



『スーパー堤防裁判報告集会』のご案内

北小岩1丁目東部地区の住民が、2014年11月、国と江戸川区を相手取り提訴した「スーパー堤防差止等訴訟」は、昨年7月の東京高裁判決を受け上告されていましたが、最高裁は2020年10月29日、上告受理を棄却する決定を行いました。スーパー堤防事業に切り込む日本で初めての裁判は一審、二審ともに各7回の弁論期日が持たれ、すべて大法廷で行われました。一審判決の直前に地盤強度不足が発覚。二審では大きな争点となり、国が個人情報等を盾に提出を拒否した地盤データに関し、高裁は文書提出命令を発動。証人尋問も行われ、傍聴席は関心を寄せる市民で毎回埋め尽くされました。

2011年に提起された第一次の訴訟から9年に及ぶ闘いをたどり、気候危機で水害が激甚化、頻発化する今日、治水、まちづくりのあり方を考えましょう。

日時：2021年3月6日(土) 午後2時～4時 ※オンライン参加あり 場所：タワーホール船堀 2階「福寿」
資料代：500円 主催：スーパー堤防訴訟弁護団/江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会

お問い合わせ・連絡先：江戸川・生活者ネットワーク / TEL:03-5607-5975 FAX:03-5607-6158 Email:soreyuke@net.email.ne.jp

生活者ネットワークは 東京の40年の実績 地域政党です

最も身近な自治体議会に議員を送り、地域から生活の課題を解決していきます。現在34の自治体にそれぞれ生活者ネットワークがあり、区・市議会議員40人、都議会議員1人を擁しています。食品安全、医療、水問題など、東京全体の課題には「東京・生活者ネットワーク」として取り組んでいます。

江戸川・生活者ネットワークのルール

◆議員は交代制

議員を職業とせず、参加の層を広げるため、2期8年で交代します。議員経験者はそのキャリアを地域の市民活動に活かします。東京全体で交代した議員が206人、江戸川では5人。現職を合わせると254人の女性議員を誕生させています。

◆議員報酬は市民の活動資金に

生活者ネットワークの議席は市民のためのもの。議員は、報酬から経費を引いた額を生活者ネットに寄付し、市民の活動資金にしています。お金の流れはすべて公開しています。

◆選挙はカンパとボランティアで

選挙では、候補者が費用負担することではなく、カンパとボランティアで行なっています。